

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 3 号		
件 名	中央区の生活道路における自動車の法定速度の 30 キロメートル毎時への引下げについて		
要 旨	中央区総務課の業務内容は、交通安全のお知らせや指導、防災、災害対応と公表。毎月、警察からの資料で交通事故発生状況、防災のお知らせを実施、公表。ボランティア団体には、安心安全ネット通信を周知して配布。 残念なことに、中央区総務課は2026年 9 月施行の生活道路30キロメートル毎時の法定速度の引下げに伴い、自治会等に説明しない、実施する気配りもありません。県警は要望に応じて、説明会を柔軟に実施する方針なのに、なぜ中央区総務課は区民のために、変更路線の資料を求めなかったのか。区は変更路線を区民に知らせなくていいのか不安でした。他県では実施しているところもありました。 どこの路線が新規になったのか、標識の更新はしたのか、されたのか。どこの路線が40キロメートル毎時で継続されたのか。8 月末までで路線の標識表示がない生活道路の法定速度の60キロメートル毎時が 9 月から30キロメートル毎時に引き下げられた。標識がなく不安、危険、反則金も年金生活者には怖い、切ないです。標識が設置されていない路線の生活道路と路地の制限速度の区別が曖昧。年内に中央区だよりも30キロメートル毎時路線や60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に変更した路線を数回に分けて警察から聞いて掲載、広報してほしい。 つきましては、以下のことを陳情いたします。 （次頁につづく）		
付 託 年月日 委員会	令和 8 年 9 月 15 日	第 1 項 } 第 4 項	市民厚生常任委員会
受 理	令和 8 年 8 月 28 日	第 245 号	

	記 1 新規の 30 キロメートル毎時の路線を図書館や行政施設に紙の文書で設置すること。 2 8 月まで 60 キロメートル毎時が 9 月から 30 キロメートル毎時に変更した路線は中央区だよりに掲載し、広報すること。 3 速度変更した路線は標識を分かりやすく、なるべく設置するよう県警に要望すること。 4 他県並みに説明会をお願いできるのなら、万代市民会館等で説明会を実施すること。
--	---